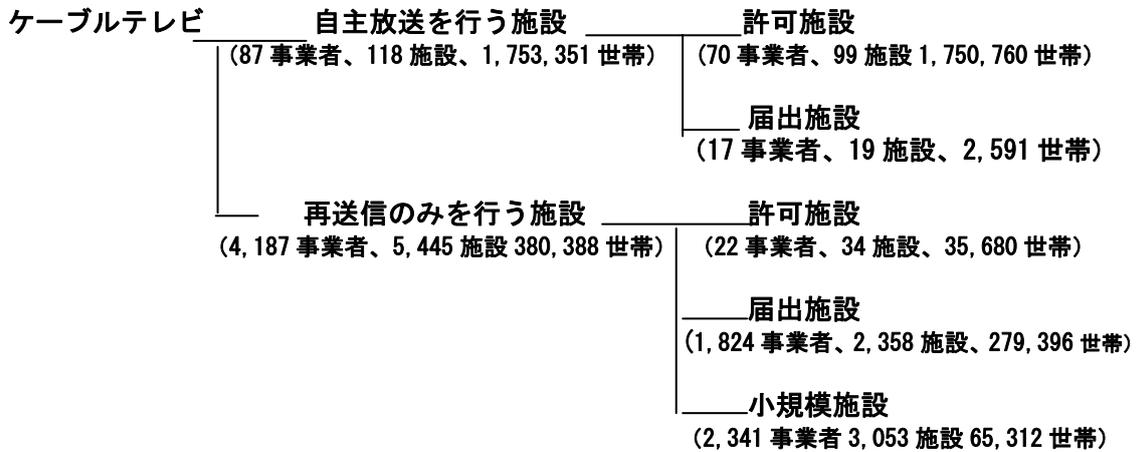


[参考] ケーブルテレビの分類(九州における平成20年3月末の事業者数、施設数、加入世帯数)



- ・ 許可施設：501 端子以上（関係する法令：有線テレビジョン放送法）及び電気通信役務放送法の登録を受けたもの
- ・ 届出施設：51～500 端子以下及び50 端子以下で自主放送を行うもの（関係する法令：有線電気通信法及び有線テレビジョン放送法）
- ・ 小規模施設：50 端子以下で同時再送信のみのもの（関係する法令：有線電気通信法）

連絡先：放送部有線放送課（小篠^{おざさ}）096-326-7876